

近世肥後国天草郡における村役人と仁才

——上田家日記を中心に——

東 昇

はじめに

肥後国天草郡は、慶長五年（一六〇〇）以降、一七世紀前半に寺沢
広高、山崎家治、戸田忠昌等の藩領となったが、寛文一二年（一六七二）
以後は幕府領期間であった。幕府領期間は、支配役所は天草・長崎・
日田代官、西国郡代、島原藩預など、たびたび変遷している。^①西日本
における幕府領の村役人は、その多くが大庄屋、庄屋、年寄、百姓代
であった。天草郡の大庄屋、庄屋については、地域社会論、中間支配
機構の視点から渡辺尚志、志村洋が研究している。^②それぞれの内容に
ついては本文中で後述するが、年寄、百姓代に関する分析は一部である。
天草の自治体史においても同様の状況であり、大庄屋、庄屋の事例は
多いが、年寄、百姓代の記述は少ない。^③また村内集団としての仁才に
ついては、古川貞雄や江守五夫の若者組の実態に関する研究がある。^④
しかし天草の事例は、自治体史にその存在は記されるが、役割や活動
などの具体的な分析は皆無に等しい。^⑤すでに天草の村内集団につい
ては、高浜村の村政における漁民の役割、人と物の移動を中心に問屋、
船持層についてまとめている。^⑥

本稿では、このような研究史のなかで見落とされている天草郡の年
寄、百姓代、仁才、宿老の村政における役割について、つぎの四点を
分析する。①高浜村の事例から、村内の様々な集団について概観する。
②天草郡の庄屋以外の村役人である年寄、百姓代について、村明細帳
や触を素材に時期による性格の変化を追う。③高浜村の上田家日記、
役替記録、作成文書、印判などから、村における年寄、百姓代の役割
を考える。④村方文書に登場しない仁才や宿老について、上田家日記
の記事からその実態を明らかにする。主に利用する史料は、高浜村政
の中心であった庄屋の上田家文書、^⑦なかでも七代上田宜珍（源作）
の日記である。^⑧

一 高浜村の村内集団と村役人

一 村内の様々な集団——村役人と追

上田宜珍日記を読み解いていくと、高浜村には様々な集団が存在す
ることがわかる。まず文化三年（一八〇六）二月一日、不正薬種摘

発の褒美として「長崎御奉行所々御銀八枚被下置候二付而、村役人・問屋中并重立候者・組頭中・仁才頭中会所にて祝ひ仕候」とある。ここでは、村役人、問屋中、重立候者、組頭中、仁才頭中という集団が登場する。文化九年正月元日の年頭賀礼には、「年寄代・百姓代并百姓中江例之通温酒出」「問屋并船持中江右同断」と、年寄代、百姓代、百姓中、問屋、船持中という集団がある。

このなかで村役人に分類できるものとして、年寄代、百姓代、それらをまとめた村役人という表現がある。組頭中は五人組頭であり、享和元年（一八〇二）一〇月朔日「惣村中家頭之分、不残呼出」し、「組頭五十五組、家並二十軒宛組合候内、身重成者組頭二相定」とある。各家の当主を家頭とし、そのなかから身上のよい人物を組頭とした。五人組は一〇軒を一組としている。また村全体を惣村中とし、文化二年八月一八日、天草崩れの取調では「惣村中、組頭組子老人ツ、御呼出、已後改方等被仰渡候」とある。同じ五人組の仲間を組子と表している。

つぎに地縁集団は、文化四年二月二〇日の疱瘡祈禱の際に、「追々宮之分播磨殿相廻、御祈祷」と、追がある。追は「組」や「中」で表されることもあり、文化一三年正月六日の初寄合では、「役坐江ハ内野組、八幡宮并社人宅江ハ峯中、村会所江ハ大河内中、庵へハ庵河内中」と防火体制を記す。この迫には村役人に準じる役として、宿老、仁才頭がいる。寛政一〇年（一七九八）七月二〇日「一惣村中、宿老・仁才頭・惣仁才共呼寄」と、宿老・仁才頭・惣仁才とある。この宿老、仁才頭は年齢に応じた集団で、若年層の仁才をまとめる仁才頭、迫を

まとめる壮年以上の宿老というようにわかれていた。

一―二 村内の様々な集団 ―― 生業と宗教

村人の生業に関する集団として、百姓、漁師、船持、網方、問屋中がある。文化一一年五月十一日の惣村寄合では「百姓漁師共渡世稼或ハ親類見舞等二付他村へ罷越候」と百姓、漁師とある。漁師のなかも文化二年閏八月一六日の惣村中呼出では「船持・網方・万引釣・魚釣中」とあり、船持や網方、万引釣、魚釣中と漁の種類により細分する場合もあった。また文化四年六月一八日の惣村中寄合のように、「尤漁方舟方二相拘候もの」と、漁方、船方とする事例もある。問屋中は、高浜に出入りする物資や商売に関わる集団で、先述した文化九年正月元日の年頭賀礼に記される。その他、文化三年五月四日「今日昼迄宮普請相仕廻、大工中罷帰ル」、同三年八月二四日の惣村寄合では「社人医師衆秋廻断」など、大工中、社人、医師衆など特定の職業もあった。宗教に関する集団として、氏子中と檀中がある。文化四年一二月二〇日の疱瘡祈禱の際に、「来春二至、追々氏子中真砂壺ツ宛持候而参詣、日こもり御立願」とあり、氏神八幡宮の氏子を表す。また文化六年七月晦日、高浜村の多くが檀家であった大江村の江月院に関して本寺の東向寺へ差出した書付には「惣檀中帰依之僧」、「且中一統護念可仕候」と檀中、且中という言葉が記される。

また文化二年の天草崩れに際して、隠れキリシタンが摘発された高浜村を含めた四ヶ村（大江、崎津、今富村）において使われた「異宗回信」がある。これらの人々は、最初、一般的な詫状などに使われる「心

得違」という呼称から、踏絵を踏んで異宗（キリスト教）から仏教に立ち返ったという意味の「異宗回信」へと変化した。文化二年六月朔日「江間新五右衛門殿平井為五郎殿御上下四人、大江村分舟分御越、当村百姓共之内、宗門心得違之者御調子御仕懸り、別紙相記シ有之」と、他三村に続いて高浜村でも調査が開始された際に、「宗門心得違之者」と記される。翌文化三年八月二十八日には「御奉行天野弥藤次様谷川岩兵衛様廿六日長崎へ御出、踏絵御請取、茂木分富岡江御渡海、四ヶ村異法持候者共踏絵被仰付候筈二付」と、奉行の踏絵廻村に際して「異法持候者」と変化する。そして文化四年三月一〇日には「異宗回信之者共影踏帳一帳に相認候」と、「異宗回信」になる。隠れキリシタンは、まず一般的な事件に使用される心得違とされ、つぎに異法を行っていた者へ変わり、そして踏絵を踏むことにより異宗から回信した者となった。天草崩れ後の、島原藩、幕府の対応により、集団の名称が変化している。

高浜村には、村役人をはじめ、家や地縁の迫、生業である百姓、漁師、問屋、宗教である氏子、檀中、異宗回信など、様々な集団があった。

二 近世後期の年寄、百姓代の変化

二一 天草の村役人と年寄、百姓代

天草の各村には、他の幕府領と同じく大庄屋、庄屋、年寄、百姓代の村役人が置かれた。志村洋は、天草の村役人は大庄屋、庄屋と、年寄、

百姓代の二つの階層に分類している⁹⁾。まず大庄屋と庄屋間は格差が小さく、大庄屋は村の庄屋も兼任している。両者ともに世襲制で、所持する石高も多く、居村の支配と富岡の年番会所の運営を主に行っていた。それに対して年寄、百姓代は、年番制であり所持する石高は少ない。村の行政実務を担当し、特に村入用は年寄主体で庄屋は関与していないとする。そして具体的に本戸組楠浦村の年寄、百姓代の役替について嘉永二年（一八四九）から慶応元年（一八六五）の期間を分析している。その結果、年寄は年番で再任なし、ただし数年後の再任はある。百姓代は四・五年で交代し、年寄と百姓代の間に同一人物がいることから、同階層レベルの村人が担ったとしている。

同じ本戸組の本戸馬場村には、弘化五年（一八四八）三月年寄二名、百姓代六名があり、それぞれの名前、持高、年齢をまとめたものが表1である¹⁰⁾。持高は無高二人を含めて、最大が百姓代萬蔵一〇・五九八石で平均四・二一九石となる。年齢も年寄惣次二九歳から百姓代卯左

表1 弘化5年本戸馬場村の年寄百姓代一覧

役職	名前	持高(石)	年齢
年寄	国太郎	1.495	56
年寄	惣次	3.853	29
百姓代	萬蔵	10.598	30
百姓代	亀之丞	8.809	40
百姓代	徳助	0	42
百姓代	由蔵	1.324	49
百姓代	傳之助	7.67	39
百姓代	卯左衛門	0	51
	平均	4.219	42

出典：『天領天草大庄屋木山家文書万覚』二、三五七～三五八頁。

衛門五一歳まで幅広く、平均四二歳となる。いずれも持高や年齢からは、年寄、百姓代間の違いはみられず、同様の階層から人選されたことがうかがえる。

また高浜村の村役人、特に人選については慶応四年九月「風土行事書上帳」の「村法之事」の正月二五日集会に詳しい。⁽¹¹⁾そこには、まず「年寄百姓代肝煎等可勤人柄相撰、名前書庄屋方江差出」とあり、村方で年寄、百姓代、肝煎候補の人選を行い庄屋へ名前を提出する。そして庄屋がそのなから年寄二人、百姓代四人、肝煎二人の計八人を選定し、富岡役所へ提出する。肝煎については、「尤肝煎ハ村方諸使走ニ御座候間不奉願、村限之役ニ御座候」と、村方の諸使走として村内の役であり役所への願出はないとする。

同じ「風土行事書上帳」の現存する他村の状況をみていくと、志村が対象とした楠浦村では、正月一日、年寄、百姓代は一年で交替し、組より二・三人を宛て寄合入札して人選し、陣屋へ報告している。⁽¹²⁾先の分析では、百姓代は四・五年で交代していたが、この段階では年寄と同じく一年交替となっている。御領組本泉村も正月一日に、年寄、百姓代は一年交代、村中で人選し届を出すとする。高浜村と同じ大江組の福連木村は正月一日に交代、村中で人選、百姓代二人は五年、一〇年勤め、勤め難い時は人選し、名前届を提出しており、百姓代の勤務年数が長い。御領組下河内村では一二月の仕舞寄の際に庄屋宅へ集まり、村中で人選し役儀願を提出する。百姓代の内一人は、前年の年寄役が勤めている。

以上、高浜村を含めた五か村は、年寄、百姓代を年始の集会におい

て村中で人選し、それを富岡役所へ提出するという点が共通している。しかし同じ郡内の村でも少しづつ違いがあり、村中の人選と庄屋の選定、勤務年数、前年の年寄、百姓代を勤めることなど、それぞれの村の事情に応じて変化させていたことがわかる。

二―二 触からみる年寄、百姓代の変化 ―文化、文政期

それでは天草における年寄、百姓代に関する変化について、本戸組大庄屋木山家文書「御用触写帳」(天明八年(一七八八)～明治三年(一八七〇))の触からみていきたい。⁽¹³⁾なかでも多いのは、役替届に關するもので、文化一二年(一八一五)四月の富岡会所の触では「当郡村々年寄百姓代役之儀、願届茂不致名前を居置、人者年々代り不宜候間、以来ハ毎春役替いたし候毎ニ願書可差出候、右者御差函ニ付申渡置候」とある。⁽¹⁴⁾これまで役替に際して、届を出さず交代していたため、今後は毎春の役替の際に願書を差し出すように命じている。「風土行事書上帳」の各村の事例をみると、この触以降、毎春の正月に願書を差し出す方法は、幕末まで変更がなかったと考えられる。

しかし、この制度は順調に機能しなかったようで、文政一二年(一八二九)正月、年寄の役替の際に願書を差し出すこと、村々の年寄と百姓代の名前を大庄屋の組限りに帳面に仕立て郡会所へ提出するように触が出ている。⁽¹⁵⁾この時の年寄の役替願書は、つぎのように記されている。⁽¹⁶⁾

大多尾村年寄

持高三石壺升八合富右衛門

当丑三十六才

右之もの江当丑年寄役被仰付度、尤村中人撰之上奉願上候間、何卒願之通被仰付被下置候様奉願上候以上

丑正月 大多尾村庄屋

武部種左衛門

富岡御役所

文政一二年正月、本戸組大多尾村の年寄に富右衛門を選んだと、庄屋が富岡役所へ願ひ出ている。この願書にも該当者の持高と年齢が記載されている。

同年一〇月、富岡会所から、年寄代、百姓惣代の呼称を禁止する触が出される。まず「村役相勤候役名之儀」とは、庄屋、年寄、百姓代の「三役之もの」と呼ばれる人物と規定し、不心得の村々では、年寄代や百姓惣代という役の者がいるとする。そもそも百姓代は、庄屋、年寄が「御用向難罷出節者」は代理として「罷出相勤候」者であり、三役に故障ある場合は、組頭が代理を勤めるものである。年寄、百姓代は毎年役替する際には印鑑を役所へ差し出すようにとある。また宗門帳などにも百姓代の名前を記さない村があり不心得で、「年寄代又者百姓代と百姓惣代と紛敷役名認差出」を禁止している。渡辺尚志によると、文政期の社会状況は、村役人と小前の対立が前面に出ていた文化期に比べて、相対的に安定期であったとする¹⁸。しかし、このよ

うな触が出される背景には、村方の新たな動きが発生していた可能性が考えられる。

文政八年一〇月二九日、富岡役所から年寄、百姓代の人選に関して触が出されている。¹⁹ ここには「村々年寄役百姓代役」を勤めるなかに家頭でない者があり、「宗門帳者家内人二認有之候を年寄役二為勤候も有之如何二候」と、家頭ではなく家内人に年寄を勤めさせるのは問題なので、今後は家内人の村役人就任を禁止している。しかし但書で「年寄役者正路二而、御用向弁候もの二為勤可申候」と、年寄は正路であつて、御用向に長けている者に勤めさせるようにとある。天草郡は人口が多く、宗門帳記載の家に複数の家族がまとめられ、家頭は本家、家内人は小屋とも記された。²⁰

またこの触には、庄屋、年寄が御用向で富岡陣屋へ出勤する場合、船や駕籠、馬に乗り、食料まで持参するのを禁じ、以後は兩具袴などは自分で風呂敷に入れて運ぶように指示している。同様に、庄屋、年寄が届などを自分で持参するようにし、富岡役所へ飛脚で送るのを禁じている。年寄だけではなく庄屋も含まれているが、村役人の勤務状態について、不相応の行動を指摘している。渡辺尚志によると、陣屋では大庄屋、庄屋層の権威的振る舞いが村方騒動の原因と考えていたとしており、この文政期に、御用を年寄や筆者に任せることを禁止する触が多数出ていることを指摘している。²¹

この文化、文政期には、年寄、百姓代の役替、人選、御用向に関する触が出ており、人選の際には石高や家頭であることの確認、年寄代、百姓惣代などの新規の役職名の禁止などがある。いずれも大庄屋や庄

屋とともに、年寄、百姓代の役割、性格が変化しているといえる。

二―三 触からみる年寄、百姓代の変化 ―天保、嘉永期

天保一二年（一八四二）閏正月、会所詰大庄屋からの「申渡」では、村役人の勤方について記す²²。ここでは大庄屋や庄屋を役所へ呼び出して病氣だとして、年寄や年寄代と呼ばれる「何事茂不相弁、尋候儀答も難出来程之愚昧之百姓を差出」すので、「申出候趣意も難相分」と述べている。このような御用に不慣れな年寄がいるため、「年寄百姓代等者村方ニ而庄屋江差統、御用向始村用取締等精々心附、小入用相減候様可取計候」としている。年寄、百姓代は庄屋に続く村役人であるので、御用向や村の取締に出精し、出費を減少させるよう指示している。

そして年寄については「村方ニ今百姓代之内今壹ヶ年持ニ相願候間、其身も纔一ヶ年之事ニ付、不勤馴候共宜敷儀と等閑ニ相心得」る者がある。そのため「却而村役人ニも無之筆者ヲ重し諸事為相任候間、品ニ寄手違之儀も間々有之不束之事ニ候」とする。百姓代のなかから一年交代で勤めるため、御用に不慣れでもよいと考え、一方で村役人ではない筆者に諸事を任せることが多く、手違いが多くなったとしている。そのため年寄は、三、四年か五、六年勤める人選を行うように指示している。御用が多様化していくなかで大庄屋、庄屋をはじめ村役人の行政能力が伴わない場合も多く、一年交代制、不慣者の村役人兼任、筆者の重用などが発生したと考えられる。

この内容と同じ触が、嘉永元年（一八四八）一二月に百姓代も含め

て毎年交代を禁止する「口達書」として会所詰大庄屋から出された²³。天草郡では定年寄として数代相勤める者、年々交代する者がある。しかし「壹ヶ年持」では、「自分勤向等閑ニ相成、其上御用村用共見覚方茂薄く、村方取締向も疎漏」となるため、年々交代を中止し、三、四ヶ年ごとに交代する。人柄によつてはその後も継続し、村全体が帰服する者を見立て願い出るようにとある。そして百姓代も年寄に準じるとしている。また、年寄、百姓代は実印を使用すること、交代する際の譲印を禁じた。続けて役所への願の際、年寄、百姓代の代人として、小前の者が羽織を着用し村役人の様に振る舞うことを禁じ、羽織着用は年寄、百姓代に限定するとある。

この時期には、様々な機会に役所が把握する村役人層を越えて村人が活動しており、これに対して富岡役所、会所は、在勤期間の延長や印判、衣装などの統制から、再把握しようとする姿勢がうかがえる。

このような年寄、百姓代を改めるために、嘉永三年二月には、役替願を宗門改廻村時に提出するよう富岡会所の触が出ている²⁴。これまで村々の年寄、百姓代の役替願は、「得斗御取糺」のため、村役人が富岡へ三、四日も滞留することとなり村々が難渋していた。ここでは「年々交代相願候」とあり、嘉永元年の毎年交代禁止の触が、すでに変更している。この役替届には定日がないのと、春は特に御用繁多なので、御用ついでの際にまとめて提出しようと思心得が発生している。そのためこれ以降、宗門改廻村の際、大庄屋、庄屋宅で出役へ願書を差出すように変更している。役替願を厳格に行うと、一方では村の行政に支障が発生するという矛盾を解決する方法で、支配役人が宗門改

の際に毎年廻村する制度を利用した打開策であった。しかし同様の触は文久四年（一八六四）四月、慶応三年（一八六七）正月に出ており、継続的に実施されたかどうか不明である。²⁶⁾

嘉永四年五月には、定年寄の調査に関する富岡会所の触が出される。²⁶⁾ 定年寄のいる村では、村名、名前、就任年月日、「定年寄二相成候訳柄」を調査し、大庄屋組別に提出するよう指示している。「定年寄御聞濟相成始末書上候様」とも記されており、三役ではない新たな村役人が登場している。すでに役所から許可を得ている者が多く、無視できない存在となるなかで、本格的に調査をしたものと考えられる。

そして慶応四年一月には定年寄の帯刀を許可しており、政権が交替するなかで定年寄層を取り込むための施策であった。²⁷⁾ それはすでに、同年二月天草郡に駐留した薩州陣営から出された触に、「今之時勢役威無之候而ハ、諸指揮等も難行届候」のため、庄屋層へ帯刀許可をしており、これと同様の趣旨と思われる。²⁸⁾

このように天保期以降の触では、御用に不慣れな村役人の増加により、年寄、百姓代を一年交替から数年交代に変更し、役替願の徹底、印判や服装の統制などを実施した。しかし事態の根本的な解決には結びつかず、定年寄という役職を公式に村役人化することにより、多様で増加する御用に対応しようとした傾向がうかがえる。

三 高浜村の村役人の実態

三― 役替と「年寄立会肝煎役替記録帳」

高浜村には、寛政二年（一七九〇）から文政九年（一八二六）までの三七年間の年寄（定年寄・年寄代）、立会（百姓代）、肝煎、使番の名前を記録した「年寄立会肝煎役替記録帳」がある。²⁹⁾ 記録された期間は、七代宜珍、八代信親、九代定行の庄屋在任期である。様式は、各年の役替日の後に役職名と名前が記されており、これらをまとめたものが表2である。ここからみえてくる高浜村の村役人の特徴をいくつか指摘できる。まず三役とよばれる百姓代の名称が立合とあり、百姓代は文化一〇年〜文政二年のみである。文化一〇年は、天草郡が島原藩預から長崎代官支配へ変更した年であり、それに連動して名称が百姓代に変更された可能性がある。先述した役替届の触も文化一二年に初めて出されることから、幕府領の代官支配に戻ったことで、制度面の厳格な施行が行われたとも考えられる。そして肝煎や使番という役があるが、先述した慶応四年「風土行事書上帳」に記されたとおり、村方の諸使走で村内の役であり役所への願出はなかった。

それぞれの人数は年寄、肝煎が各二人、立会は最初二人、享和二年（一八〇二）三人、享和四年以降四人となる。慶応四年「風土行事書上帳」には年寄二人、百姓代四人、肝煎二人の計八人が記されており、この八人体制が、享和四年以降、継続していたと考えられる。年寄、立会（百姓代）は年番制で、数年後の再任はみられる。肝煎の一部に

表2 高浜村の年寄・百姓代の変遷（寛政2～文政9年）

	年代	役替日	年寄			立会				肝煎		使番	
1	寛政2	10月29日	用兵衛	清作		彦兵衛	兵四郎			郡兵衛	傳七		
2	寛政3	10月13日	権助	善藏		久次平	庄吉			藤四郎	五平		
3	寛政4	10月17日	傳次平	用吉		友藏	長七			源助	梅藏	三左衛門	三作
4	寛政5	10月16日	只助	勿助		廣右衛門	元藏			幸作	左兵衛		
5	寛政6	11月17日	彦兵衛	久次平		徳之丞	貞吉			嘉平	常七		
6	寛政7	—	珍作	次作						傳七	常吉		
7	寛政8	—	嘉右衛門○			曾平太	兵四郎			好藏	太兵衛		
8	寛政9	10月10日	元藏	長七		養吉	弥吉	三代作		政吉	三郎吉		
9	寛政10	10月24日	彦右衛門	三代作		傳次平	富藏			弥三右衛門	栄作		
10	寛政11	10月19日	民藏	源助		茂平	傳四郎			乙作	権次郎		
11	寛政12	9月3日	吉藏	弁作		善藏	権吉			喜平太	兵吉		
12	寛政13	9月5日	用吉○	珍作□	熊作□	伊予作				益藏	友市		
13	享和2	9月12日	傳次平	伴藏		友兵衛	文次郎	吉之丞		又藏	六平次		
14	享和3	9月13日	三郎吉	左兵衛		豊吉	源兵衛	元藏		浅太	浅九郎		
15	享和4	9月20日	半藏	友作		栄七	弁作	紋吉	熊平	貞右衛門	益七	千藏	傳十
16	文化2	閏8月6日	善藏	加四郎		久次郎	閑兵衛	清四郎	政吉	幸太郎	伊作		
17	文化3	8月24日	半七○	磯吉	政吉	悦藏	幾平	唐七	伊作	一平	実藏		
18	文化4	8月19日	伊作	紋作		貞右衛門	虎右衛門	植藏	源助	儀七	作之丞		
19	文化5	8月17日	佐兵衛	清内		弥右衛門	力藏	吉郎次	幾平	三市	長右衛門		
20	文化6	8月28日	悦藏	貞右衛門		忍平	又藏	佐右衛門	元藏	勘四郎	祐藏		
21	文化7	9月10日	養吉	梅作		亀二郎	比佐藏	才作	友七				
22	文化8	8月27日	幾平	太郎次		利喜藏	勘兵衛	磯左衛門	友市				
23	文化9	9月15日	伝兵衛	善作		甚四郎	栄作	半七	種作				
24	文化10	9月29日	忍平	清内		政吉△	惣四郎△	藤次郎△	甚七△	光右衛門	国吉		
25	文化12	正月28日	傳次平○	源助	磯吉	曾平太	傳七	逸平	長右衛門	貞兵衛	甚次郎		
26	文化13	2月28日	半七□	種助□		弥右衛門△	銀之丞△	綱七△	儀右衛門△	運平	甚松		
27	文化14	2月29日	貞右衛門	磯右衛門		善七	弥平	龍藏	浅右衛門	利市	紋太郎		
28	文化15	3月5日	権右衛門	幸太郎		藤七△	恵四郎△	又右衛門△	種右衛門△	万吉	猪右衛門		
29	文政2	3月5日	逸平	紋七		助市△	倉右衛門△	金七△	弥重郎△	金右衛門	千吉		
30	文政3	3月5日	嘉平次	初藏		新七	喜三右衛門	勇藏	友平	忍吉	秀吉		
31	文政4	3月5日	浅右衛門	綱七		亀七	常助	為吉	喜三五郎	権之助	常吉		
32	文政5	3月6日	磯右衛門	弥太右衛門		瀬平	権助	貞兵衛	節藏	千四郎	友兵衛		
33	文政6	3月5日	甚七	種右衛門		善七	仁平	貞吉	友左衛門	弁次	善藏		
34	文政7	3月5日	忍平	幾平		勝五郎	實藏	恵四郎	初藏	甚右衛門	甚太郎		
35	文政8	3月5日	由右衛門	喜兵衛		庄七	為吉	種七	友平次	李助	常四郎		
36	文政9	正月20日	磯右衛門	弥一右衛門		忠五郎	友兵衛	金七	新七	李助	常四郎		

記号説明：定年寄○、年寄代□、百姓代△
 出典：「年寄立会肝煎役替記録帳」（上田家文書5—198）

は翌年の再任はある。また年寄と百姓代の間で、同一人物がみられることから、志村が指摘したように同階層のものが勤めていたことがわかる。

つぎに役替日の変遷をみると、寛政二〜一一年は一〇月、同一二〜享和四年は九月、文化二〜一〇年は八・九月、文化一二年以降は正・二月となり、文化一五〜文政八年は、三月五日に固定され、最後の文政九年は正月に戻っている。最初の一〇月から徐々に早い時期になり、最終的に正月となっている。先にみた慶応四年「風土行事書上帳」段階では正月一五日になっているため、その後は正月で固定された可能性がある。

文化一一年の交代記録の欠如、文化一二年以降の役替日の変化は、つぎの文化一一年九月二八日の記事から、文化一〇年の疱瘡流行によるものと判明する。

役替之義例年之通九月中ニ可致之処、去冬疱瘡流行ニ付、御年貢米取立相滞過分未進有之ニ付、当年一同ニ取立不申候而ハ難相濟ニ付、年内ハ村役人中勤越來、正月代リニ致シ、已来ハ正月定日相交代致候様、無左候而ハ一ヶ年之内諸勘定向公役出方等ニ至迄差支之義も有之候ニ付、前方今正月代リ可致と申談も有之候へ共勤越者無之処、当年右之差支ニテ勤越候ヲ幸、已来ハ正月代リ弥相究可申之旨申談候

これは「惣村中村会所ニ寄会」の記事であるが、役替は例年ならば

九月中であったが、文化一〇年冬の疱瘡流行のため、年貢未進となり、そのため村役人を「勤越」にして、翌年の正月交代にし、以降定例にしたいとある。この議論は以前からあったようで、一年間の「諸勘定向公役出方等」に差し支えるためであり、今回の疱瘡流行の年貢未進を機に正月交代に変更することを相談したとある。そして実際に文化一二年は正月交代に変わったが、文化一三年以降二、三月へと変化した。

三十二 村役人給と印判

つぎに村役人給の変遷を、村明細帳と村入用帳からまとめたものが表3である。³⁰⁾ 正徳四（一七一四）〜天保九年（一八三八）①が村明細帳、文政四（一八二二）、天保九②〜文久二年（一八六二）が村入用帳である。庄屋給は、正徳四年に「是ハ高拾石ニ付老斗宛前々惣高之内今出来申候」とあるように、村高の百分の一に設定される。高浜村の石高は、正徳四〜文化元年五六六・二九五石であったが、文化七年六一五・三六六石、天保九年六三二・六三石と新田高を含み庄屋給を計算するようになっていく。年寄、肝煎給は正徳四〜明和五年では一人当たり一・二石の倍数となっているが、天保九年以降では、庄屋給とともに三・二石に増加している。膨大な文書作成を担当する筆者の給米は、いずれの時期も年寄、肝煎より高く設定されている。筆者に関しては、富善一敏によって天草郡全体の組筆者、村筆者の役割、筆者給等の詳細な分析がある。³¹⁾ 立合と呼ばれる百姓代については、村からの給与は支給されていないことがわかる。

表3 高浜村の村役人給の変遷

年代	西暦	庄屋	年寄	肝煎	筆者	年寄代	合計	分類	出典
正徳4	1714	5.678	2.4	2.4	3.196	-	13.674	村明細帳	『天草郡村々明細帳』下
享保17	1732	5.678	1.2	-	-	-	6.878	村明細帳	『天草郡村々明細帳』下
寛延3	1750	5.663	2.4	2.4	3.2	-	13.663	村明細帳	『天草郡村々明細帳』下
明和5	1768	-	4.8		3.2	-	8	村明細帳	『天草郡村々明細帳』下
寛政元	1789	-	8			-	8	村明細帳	『天草郡村々明細帳』下
文政4	1821	6.154	0.6	3.2	3.2	3.2	16.354	村入用帳	上田家文書 8-38-1
天保9①	1838	6.314	11.4			-	17.714	村明細帳	『天草郡村々明細帳』下
天保9②	1838	6.314	3.2	3.2	4.8	-	17.514	村入用帳	上田家文書 8-38-14
文久2	1862	6.331	3.2	3.2	4.8	-	17.531	村入用帳	上田家文書 8-38-30

注：単位は石

つぎに年寄、百姓代が使う共通の印判についてみていきたい。村における印判について、笹本正治は信濃の事例から印判が農民に普及したのは寛永期であり、また「印章は基本には一軒前ごとの家毎に所持されていて、家々の状況に応じて改印されていった」とする⁽³²⁾。また著者は、岡山藩の宗門改帳から、宗門改制度の普及によって、村の印判利用が広まったことを明らかにした⁽³³⁾。いずれも印判の普及に関する研究であるが、村にとつての象徴的な意味を分析した研究では水本邦彦の近江今堀村の事例がある⁽³⁴⁾。近江以外でも伊予大洲藩領では、村の印判を用いており、村役人についても、どのような印判を用いるか重要な視点である⁽³⁵⁾。

村の財政を管理する村入用帳には、内容の監査を行う年寄、百姓代が押印している⁽³⁶⁾。高浜村の村入用帳の押印事例をみていくと、年寄、百姓代が同じ意味を持った印判を使っていることが判明する。天保五（弘化二年、嘉永五年（一八五二）、安政二年（一八五五）には、近世における儒教の徳目であった五常である「仁義礼智信」が使用されている（図1）。年寄と百姓代は六人いるため、複数使われる文字もあるが、この期間は村役人が交代した場合もこの印判を使用している。年寄、百姓代は村方の代表であり、徳目を守るという意識を持って、この印判を使っていた可能性がある。弘化五年には、年寄二名が「福寿」、百姓代四名が「仁義智信」を使っており、また嘉永四、安政四年には六行である「任嫻孝睦友恤」を用いている（図2）。この六行も儒教における村内や家内の融和などの徳目であった。年寄、百姓代は六人いるため内容、文字数ともに収まる文字である。しかし嘉永二

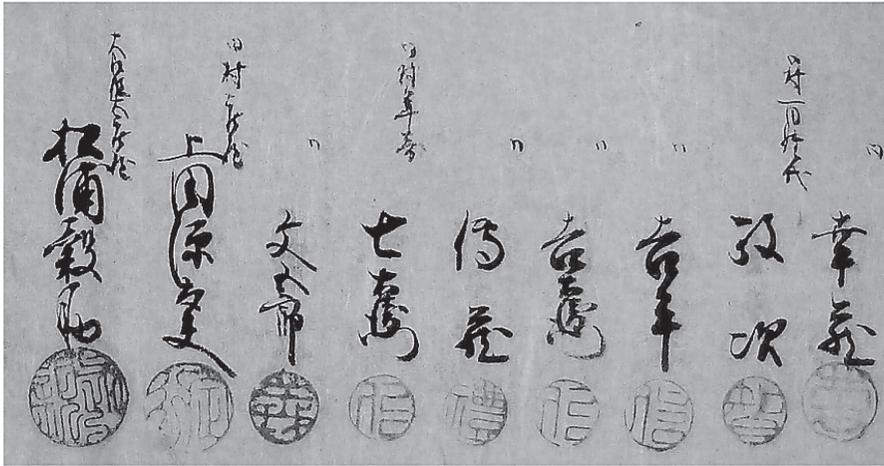


図1 「仁義礼智信」印（安政2年3月「村入用勘定帳」（上田家文書 8-38-25）



図2 「任婦孝睦友睦」印（安政4年3月「村入用勘定帳」（上田家文書 8-38-29）

年には個別の印判を用いるなど、この期間の年寄、百姓代がこれらの印判を使用するとは限らず、なんらかの意志をもって使いわけていたと思われる。

しかし印判使用には規制もあった。文化一〇年（一八一三）四月二二日富岡役所の触では、「村々諸願之内惣百姓中与認名前印形茂無之、或者村判と唱へ右百姓中与認候下二印形押候も有之、不埒之事二候」とある。³⁷惣百姓中として名前も印判もない事例や、村判として押印することを禁止している。そして「都而諸書物者印形目当二而取調候事二候得者、紛敷儀等無之様可致」と願書を含めて、書物は印判を証拠として取り調べているので、紛らわしいことがないようにしている。この年寄、百姓代の印判は村判ではないが、年寄印、百姓代印などの役職印とも考えられ、個人印使用を基本と考える役所とは違う方針である。これは天保から弘化期にかけて、天草における三度目の百姓相続仕法が実施されており、そのような社会状況のなかで使用された可能性も否定できない。

三―三 年寄中の作成文書

上田宜珍日記には、年寄、百姓代、肝煎、立合、筆者などが数多く登場するが、このなかで唯一役職名で文書を作成しているのが「年寄中」である。この文書は、三分類することができ、①村入用に関する文書、②庄屋の代理で作成する文書、③隣村との対応に関する文書がある。まず①村入用に関するもので、享和三年一月三日に「洪江氏御初穂為持遣ス」として、つぎのような文書が記される。

覚

一御初穂三拾貳匁九分

外二御札 大六拾三枚 小五十五枚 御守六十枚

×

右之通立原村迄為持差上申候、御請取可被下候、以上、

十一月三日

高浜村年寄中

洪江宇内様

洪江氏は肥後水神社の神主で、九州一円に水神の御守を配札していた。村入用に関する内容として、高浜村年寄中から洪江右内宛に請取状を出したと考えられる。同様の文書は享和四年一月一日にも記されている。また年寄中は、同年正月二六日、檀那寺の江月院への旦中割合銭の支払い、文化一四年二月二九日、施餓鬼米を江月院御納所へ、いずれも洪江氏の場合と同じく村入用に関する支出の「覚」を作成している。同じく文化四年二月二八日、江月院割合銭に関する文書には、江月徳充和尚宛の「覚」以外に、崎津村、今富村の年寄衆中に対して、「御免下ケ一件富岡詰諸用割」の未提出分を割合銭として江月院へ提出するよう指示している。

一般的な郡中割に関する文書も存在する。文化三年二月一日には天草郡中の当春臨時割に関して、年寄中から大江組大庄屋松浦四郎八へ「覚」が出されている。内訳に関する詳細な計算書で、同日高浜村庄屋上田源作から松浦四郎八に宛てた書状にも「則年寄分別紙二引合、過銭之分為持差上申候、御受取可被下候」とある。またこれも臨

時の郡割であるが、文化七年九月四日、伊能忠敬ら測量方の入用前割
銭についても、高浜村年寄中から会所詰大庄屋御衆中へ「覚」を出し
ている。

同じ入用関係でも突発的な場合もある。文化七年三月二二日、高浜
村の疱瘡死人の処置に対して、年寄中から大江村年寄衆中へ「覚」が
出された。これは高浜村西平の疱瘡死人を隣村大江村の軍浦へ密に埋
葬した一件で、後に発覚し高浜村が大江村へ諸費用を支払ったもので
ある。これも先の郡中割と同様、同日上田源作から松浦四郎八に宛て
た書状があり、「万助看病賃先達而其御村の懸合之通、年寄中分申付
置候付、今日当村会所迄右銭差出候様夜前申付候間、前条三百目銭一
同二取立次第差遣可申候」と、年寄に指示したことが記される。「御
村の懸合」とは、二月一二日に大江年寄中から高浜年寄衆中宛の書状
と思われる。村入用は、年寄が関与するものであり、そのため年寄中
が作成する「覚」形式の文書が多かったと考えられる。

②庄屋の代理で文書を作成する場合、まず文化六年六月二六日「大
江崎、崎津附御番人御衆中へ御給米遣ス」とあり、地役人である大江
崎と崎津の遠見番への給米関係文書である。大江崎番人吉村弥左衛門
宛には、「高浜村庄屋上田源作、高浜村年寄中」と併記され、庄屋が「富
岡御勤御留主二付、如此年寄之名前二而遣ス」、「尚々庄屋頃日会所詰
二付、私共分前文之段申上候」と付記される。崎津付遠見番人衆に対
しては、年寄中のみを差し出しとなり、大江崎と同じく「尚々庄屋儀
頃日会所詰留主中二付私共分右申上候」と記される。前年の文化五年
一〇月二〇日には、同様の文書を上田源作の名前で作成していること

からも、代理であることがわかる。上田源作は、同時期の日記を確認
すると六月一三日から七月三日まで富岡へ出勤しており、村に不在で
あった。

この文書の二日後、六月二八日、会所詰の上田源作宛に年寄中の書
状が出されている。内容は、村内の遠見所である荒尾嶽で、当番の者
が一昨日長崎出帆の異船を日本船とみまちがえた一件を報告したもの
である。隣村小田床村からの廻状によつて、異船ということが判明し
たため、今後は再発しないよう申し付けたとある。この年は八月一五
日に、長崎でフェートン号事件が発生し、天草沿岸でも「ヲロシヤ一件」
として防備を固めていた。そのようななかで起こった事件のため、庄
屋は日記に記録した可能性³⁸⁾がある。

③隣村との対応に関する文書では、まず文化四年五月一日、高浜
村のさつが崎津村の長三郎へ縁付いたが、高浜村からの払手形が出さ
れておらず、崎津村から請求された一件である。年寄中の書状には、「去
ル丑年其御村心得違帳面御書入有之間払手形差遣呉候様、無左候而ハ
其元帳面人高ハ算用引合不申」と、正式な払手形がないと心得違帳面
の算用に不都合が生じるとする。日記には上田源作の払手形があり、
そこには「此節払手形遣呉候様、其村年寄中分申来」とある。実際の
払手形は庄屋が作成するが、行政上の細かな調整は年寄間で行ってい
ることがわかる。

文化二年一二月二四日の大江村から高浜村への捨子に関しては、年
寄中より大江村の年寄衆中へ書状が記され、子供を受け取るように依
頼している。書状では、「当村役座分、大庄屋様へ御届二相成候筈二

御座候得共、只今富岡へ御出勤之由、先銘々共々各々方へ御届申候」と、庄屋が富岡へ出勤中なので、まず年寄同士で話し合いをしたいと記す。上田宜珍は「大江村へ年寄中々懸合遣候二付、書状認呉候様申出候」と日記に記しており、年寄中の書状に対応して、庄屋から大庄屋への書状を出すように年寄中から依頼されていることがわかる。

文化九年七月晦日には、小田床村の与平次と代作が、高浜村の庵へ来て肥後浪人と偽り、合力を強請ったとして、年寄中へ掛け合っている。この一件に関しては、小田床からの書状、高浜村からの書状写が現存している。日記に本文が記された書状一通、八月二日小田床村年寄中から高浜村年寄中へ二通、同日高浜村年寄中から小田床村年寄中へ一通の計四通である。³⁹⁾ 日記には二日「小田床与平次代作一件返書到来」、「右返書三代作江為持遣ス」と二日分の記述があるが、四日にも「代作与平次一件、又々小田床へ懸合之書状富岡行替人足為持遣ス」とあり、もう一通書状があったことがうかがえる。このなかでも最初の書状のみ日記に内容を記録しており、情報の選択があったと考えられる。

その他、文化一一年二月二四日、木挽新助一件に関して、櫛宇土村年寄中との書状、文化一五年三月八日野火の対処に関して、小田床村年寄中との書状の内容が記されている。

文書を作成できる「年寄中」は、庄屋につぐ権限を持つ村役人である。特に職務の第一である①村入用に関する文書を管轄し、庄屋が不在の場合には②庄屋の代理として、また庄屋間の交渉の前提として③隣村との対応に関する文書などを作成したといえる。

四 迫の仁才と宿老

四一 仁才と宿老の役割

迫は村内集落であり、日本各地の村にある村組の一つである。高浜村にも多くの迫の事例があるが、つぎの表4に表したように慶応二年（一八六六）三月「五人組合家別帳」では、一四の迫があり、六四五軒の家、五五組の五人組があったことがわかる。⁴⁰⁾ 迫の規模は様々で七軒の大野から一一軒の諏訪まで、自然集落を基にした集団であった。

この迫には、村役人ではないが、それに準じる役として宿老、仁才頭がおかれている。この宿老、仁才頭、仁才の迫内での役割について、つぎの寛政一〇年（一七九八）七月二〇日「一惣村中、宿老仁才頭惣仁才共呼寄、メ方申渡」が、詳細に規定している。

一 田畑作物者勿論、諸色盜候もの見当候節ハ、其盜候者之迫仁才頭江相届三百目過料銭為差出、内百五拾目見当候者、百五拾目ハ仁才頭へ取之、仁才頭江^{（虫損）}二而も相用候筈、此段前方々究之通此^{（虫損）}尤仁才頭手二及不申候節ハ、其迫之宿老立会過料取立、夫々取斗可申事也

一 仁才共堅ク申合、不礼無沙法之義無之、且又口論等二而大勢相集候儀決而不仕候様、万二右体之儀致候節ハ、早速会所江相届候様、左候ハ、右体之者ハ、人交不致候場所江屋敷代江可致旨、

表4 慶応2年高浜村の組別家数・人数

	組名	組別家数 (軒)	人数	組数
1	中向	10 13 10 11 9 10	63	6
2	宮ノ前	11 14 12 12 10	59	5
3	元	8 8 10 11 11	48	5
4	ミネ (峯)	13 11	24	2
5	松下	14 14	28	2
6	上川内	11 10 11 10 10 12 11	75	7
7	スハ (諏訪)	12 11 12 11 11 13 12 8 12 9	111	10
8	内野	10 10 13	33	3
9	庵の川内	12	12	1
10	大川内	19	19	1
11	白木	12 12 13 11 17 12 13	90	7
12	西平	19 16 17	52	3
13	皿山	12 12	24	2
14	大野	7	7	1
	合計		645	55

出典：慶応2年3月「五人組合家別帳」(上田家文書7-104)

申極候事

一 小盗人過料等も出不申、会所届ニいたし候節ハ、作場遠キ山野之内ニ、屋敷代ニ為致候旨申極候事、其節ハ五人組ハ夫々取斗、即時ニ屋敷代へ為致候筈也

一 博奕吟味之儀、宿老共第一心掛、仁才中相改候事、但相背候節前方究之通宿ハ解崩シ、其場居候者共、過錢差出させ可申事

一 稲盗人宿等いたし候者ハ、六百目過料之事

一 出火難舟等之節、仁才中出精相防可申事

一 仁才中夜職出精可致事

一 孝行ハ人倫第一之事ニ付、其趣意得と申聞候而、則六論衍義読

聞候処、^(虫掛)候

一 御^(虫掛)堤ニ馬繫候者ハ、右馬見当候者引取候筈ニ前方究通、尚

亦相心得見逃不申引取候事

右之趣委細ニ教諭いたし候処、何れも承知罷在候

申渡の内容をみていくと、作物の盗みに対して仁才頭に過料を徴収する権利を与え、仁才頭が徴収できない場合には宿老が取り立てるようになっていいる。博奕の吟味では、宿老中が仁才中を改めるようになっており、迫内では宿老、仁才頭、仁才中の序列があった。仁才に関しては無礼無作法、口論や大勢で集まることを禁止し、出火や難船などには出動し、孝行や夜職に励むように教諭している。仁才とは、薩摩など南九州で使用される若者を表す呼称である。⁽⁴⁾慶応四年「風土行事書上帳」によると、「迫々江壺兩人宛、毎年正月廿日後村中人撰之

上掛役相定、猶若者共之内々仁才頭相定置、掛役之附属仕一ヶ年中其迫々之諸世話掛け仕来申候」とある。⁴²⁾若者から仁才頭を選ぶとあり、掛役について迫の世話をする。宿老という呼称ではないが、内容から考えてこの掛役が相当すると思われる。⁴³⁾

迫の世話の具体的内容は、寛政九年五月一日の惣村中呼出における、つぎの申渡にみることができる。

一 作物菓物等猥ニ盗取候二付、已来村中遂吟味、其迫々仁才中承り、万一盗候節ハ、仁才頭方へ申達候事

一 嶋原大変二付、流死人来午年七年忌ニ相当候間、当年中石塔建置申度、拙者も元来志シ差出候積ニ存候間、村中志少々ニ而も、迫々仁才頭分取集候而ハ如何ト申聞候処、随分可宜段申出近々麦銭等、仁才頭中分取集候筈ニ相究候事

作物菓物盗みの吟味は、先ほどと同じ内容である。つぎの島原大變の流死人七年忌の石塔建立では、村中からの志を集める役目を迫の仁才頭に任せている。寛政四年四月に発生した島原大變では、地震により普賢岳の斜面が崩壊、有明海に津波を起こし約五千人の死者が出た。高浜村では、寛政五年四月朔日に「一去ル子年四月朔日流死人、一回忌供養仕候」とあり、石塔建立計画の翌寛政一〇年三月二十七日「海会塔」を建立、享和四年（一八〇四）三月三〇日に一三回忌、文化五年（一八〇八）三月晦日に一七回忌、文化一三年四月朔日二五回忌を行っている。

この後、享和期まで海会塔と同じように仁才頭が宗教関係の集金に関わっている。享和二年八月二日には永平寺御開山五五〇年のため、江月院へ齋子料を集める際にも、「村中軒別少々ツ、取立差上候積、村役人中仁才頭中へ申付候」と村役人と仁才頭へ指示を出している。享和三年三月二四日、高浜村の社人弥伸が、京都吉田家へ官職を受けに行く際にも、村中奉加金の集金を「其迫々江小前書付相渡候、仁才頭中分取立」と仁才頭に命じている。

四―二 博奕の吟味

仁才頭、仁才が村の行政のなかで、数多く関わったのは博奕の吟味である。先述した寛政一〇年の申渡にも記されているが、享和三年以降、数多くの記事が散見する。享和三年七月一六日仁才頭中へ、「会所ニ而博奕并作物盗人吟味方申付候段、年寄中申出候」、一〇月五日の惣村中寄会では、「一博奕一件取メ方、仁才頭中へ会所ニて申渡候、惣村中へハ拙者方急度申付置候」とある。いずれも寛政一〇年段階と同じく博奕や作物盗人の吟味を命じたものである。翌享和四年二月五日の村中寄会では、「博奕吟味方、出火之節防方手当御触、誂渡」とあり、続けて吟味について詳しく記す。この博奕方吟味は、今後庄屋も含めて村役人兩人づつ夜廻を行い、万一博奕を発見した場合には、その組の仁才頭から油断過料、博奕者や宿の五人組から過料を徴収するとある。これまでに比べて、村役人の夜廻、仁才頭や五人組の責任を追及し過料徴収を追加したより徹底した内容であった。これは同年正月一二日に富岡の会所詰大庄屋からの触によるものである。⁴⁴⁾ 触に

は「博奕制方は迄如何致来候哉之段被仰聞候二付」と博奕防止策について聞かれたので、「此義者村方二人柄見立吟味方之者相立、尚亦組頭共茂よく、村内穿鑿二相廻り」と、村方で吟味役を置き、組頭と村内の穿鑿をしていたと記す。しかし不徹底の村があったので、今後は「五人組限り二吟味仕取締」と、取締単位を五人組に下げ、博奕宿を発見した場合には「五人組江茂急度過料為差出」としている。高浜村の取り決めはこの触によるものであった。

文化三年一〇月晦日には、武右衛門を博奕吟味役に申付け、博奕を発見した場合には、すぐに会所へ申し出て、過料を一人前五百目、宿は解崩の上、過料五百目を組頭に差し出すよう取り決めた。この過料は発見者となる仁才頭中へ半分、残り半分を村会所へ受け、不浄入用にする決めてある。翌一月朔日の惣村中寄合でも、仁才頭中は武右衛門とよく申し合わせ、これまで以上に吟味を出精するように申し聞せている。

実際に文化五年に村内で博奕が摘発される。一〇月一六日夜、村内の白木河内迫において長藏、刀藏、嘉弥吉の三人が、白木河内へ隠れていた帳外の万五郎宅で博奕を行っていた。それを武右衛門が発見し、場銭を押収し会所へ届け出た。そうしたところ三人は武右衛門方へ押し掛け、博奕をしていないと偽ったので会所へ連れて行つた。その際、村役人へ悪口過言を申したので、縄手錠をかけ五人組へ預けたとある。そして下白木河内の仁才頭を呼出し、帳外の万五郎を迫内に置くのは問題があり、大江組外に追い払うよう申し付けた。仁才頭は博奕穿鑿への協力と、博奕宿となった帳外者の強制執行の実働として位置づけ

られていたことがわかる。翌文化六年正月七日の惣村中寄合では、武右衛門が博奕吟味方を辞したいと申し出があったので、今後は一年交代で、各迫毎に吟味役を勤めることとなった。

その後、博奕に関する記事は減少するが、文化九年正月七日の五人組頭并組子傭人寄合では、博奕吟味について組頭、仁才頭中が怠慢なく実施するよう確認している。文化一三年三月二三日には、浜と白木河内の二つの迫で博奕の風聞があり、関係する仁才頭中を村会所へ呼び出し博奕宿の探索を命じた。またこのような風聞があるにもかかわらず、吟味をしなかったため、今後は徹底するように申し付けている。この件を受け三月二四日には、迫々の仁才頭中を村会所に呼び出し博奕吟味方に申し付けた。これまでは組頭と共同して吟味方を勤めていたが、ここで仁才頭中のみ限定されている。同年六月八日、落書による博奕通報があったため、仁才組の取り締まりを強化した。他の組から発見された場合の過料銀の再確認、博奕の疑いのある家へは夜中急に立ち入ることや、誰の家でも用捨なく踏み込めるよう、吟味の権限を強化している。

四―三 儉約取締、火事、旅人、酒隠売の取締

仁才頭、仁才中は博奕と同じく、他の一件でも迫内の吟味を担当している。文化九年七月一〇日、博奕吟味方弁右衛門と迫の見ケメ役が立会い吟味するようにしたが、その際に儉約取締方の見ケメ役も新たに定めている。博奕吟味、儉約取締に際しては、仁才頭は迫の見ケメ役の補佐をするように申し渡している。七日後の一七日に峯の刀藏女

房が、単物の袖口に絹を使用していたので、峯の見ケメ役と仁才頭が改め、過料二〇人夫賃錢八〇目を会所へ差し出したとある。実際の儉約取締でも見ケメ役と仁才頭が一緒に行動している。

また村内の危機の一つである火事に際しても仁才頭が役を果たしている。文化一三年正月六日の惣村中寄合で火用心に対して詳細な取り決めを行った。これは文化一一年八月浜の百軒、文化一二年一二月宮前の三七軒、一二月元向の六〇軒と連続して起こった火事への対策と考えられる。この取り決めでは、火消番を村内の迫毎に一四組設定し、「宮前組次左衛門、善七、伝三郎、二才頭メ」というように、組頭と思われる人物と仁才頭を責任者として、すべての組の名前を記した。そして熊手や大鎌など迫で準備すべき火消道具を持つ人物名を提出するように命じている。二日後には、迫の宿老と二才頭を村会所へ呼び出し、火用心を嚴重にするように申し渡している。

同じ仁才頭の機動力を活かした内容として文化一五年七月三日、西平沖に現れた白帆大船一艘に対して、赤瀬峠へ諏訪仁才頭中、江尻へ江川町東西、浜町南北、元町三組の仁才頭中に夜間の見張りを命じている。

これら火事や難船については、事前に取り決めをしており、文化三年八月三日惣村中呼寄に「五ヶ年已前戊午相極候、水火防方自身番難船等取斗手当極書読渡ス」とある。これは享和二年の「極書」があり、そこに洪水、山火事、出火、自身番、難船に関する出役の取り決めが記されている。⁶⁵「洪水之節水防方之事」では、各所の対応は迫別、山火事では稼山は惣村中、持山は持主とその迫中全員、自身番の担当は

記されないが、九月から三月までは毎日実施とある。仁才が登場するのは、ここでも出火、難船で、出火は洪水と同じく迫別対応であるが、但書で二才組は火消道具の持参が記される。難船では、二才頭はすぐに自分の組を召し連れて、「出力之及丈出精相救候」と、救助に力を入れるように記す。いずれも機動力があり、集団で行動する仁才の力を利用した役割である。

村外から入り込む旅人などに対しても、仁才頭は取締に参加している。文化一三年六月八日、組頭中と仁才頭中の寄合では、旅人、諸勧進、物もらひについて、各村において吟味するよう天草郡中で申合せたので、今後は他村や他所者の村内入り込みをさせないよう触の内容を伝えた。文化一四年六月一七日には、村会所へ迫の宿老と仁才頭中を呼び寄せ、前年の旅人の迫立以後、村内への立ち入り禁止について、迫別に改めるように申付けている。そのなかで医者宮田賢毓、大工幸之介、忠左衛門の三人は、「村方為二相成候者」なので、迫立ないとしている。

文化一五年四月二日には、酒の隠し売りの吟味に仁才頭中が動員されている。善作、房蔵の酒の隠し売りが発覚し、人の出入りが多い江川町、浜町、元町三組の仁才頭中へ以後の吟味を申し聞かせた。また隣村今富村の事例であるが、文化九年二月七日、切支丹の嫌疑がもたれた牛肉喰一件にも仁才頭は関与している。牛肉を「癩疾之薬」として手に入れようとした重作に対する吟味を、通報をうけた仁才頭が吟味して年寄に報告した。

その他、吟味、取締以外の役割として、文化六年五月二七日、浜中

の宿老と仁才頭を会所へ呼出し、浜中の道作りの申し付けや、文化一五年正月四日、惣村中寄会では八幡宮へ仁才一組から桜を二本づつ植えるように指示している。同年八月一日には、富岡へ御神輿を受取に行く人員として仁才頭を含めた人夫一六人と立会種石衛門を派遣している。

四―四 仁才宿と宿老

村の行政における仁才頭や仁才の役割は、日記から詳細に判明するが、日常の実態については不明である。近世末期の仁才の様子を伝える慶応四年「村方萬覚帳」という文書が存在する。⁽⁴⁶⁾「上田記」と表紙にあることから、一一代庄屋上田定珍が村方の状況を記録するために作成したものと思われる。定珍は文久元年庄屋となり、この時二五歳と若かったことから村の先例調査、また明治新政府への政権交代により作成された村明細帳と考えられる。慶応四年九月「風土行事書上帳」などを契機に作成した可能性もある。この文書には「辰冬改、一中向仁才中名前之事」とあり、まず中向の仁才四〇人の名前が記される。つぎに仁才宿について記され、中向では、けひ、猪五郎の両家に止宿し、農業の合間、夜分に寄合するとある。宿料は祭の際に反物一反、極月晦日に金貳朱を持参するのみである。仁才への加入は一五歳から三三歳までとある。続けて同じ浜地区の宮ノ前、元向の仁才宿について記すが、宿料は祭、大晦日に納め、内容が百銭、手拭、塩などと相違するのみで、中向とほぼ同じである。この仁才宿は他地域でみられる若者宿と同様の施設と思われる。

一〇代後半から三〇代前半までの若者を中心とする仁才は、追別に仁才頭を中心とし宿を拠点に組織されていた。村の行政では、追内の盗み、博奕、旅人、儉約違反、酒隠売などの吟味や取締、火事や難船救助の出動などを組頭や宿老のもとで行った。仁才は機動性があり、村の下級警察的な存在と位置づけることができる。また反面、これらの盗みや博奕、打擲など、若く集団で動く仁才自身が起こす可能性も高い。その点、寛政一〇年の申渡にあるように「不礼無沙法」が無く、「孝行」を尽くすなど、道徳規制もふまえた内容になっている部分特徴といえる。これらの悪的な部分を抑えるのが、つぎの事件に見るように追の宿老の役割である。寛政一一年七月一六日に白木河内へ上河内の仁才中が行き理不尽に打擲し、八人が怪我をした事件がある。この際に上河内の宿老共を呼び出し、仁才中を明日吟味するので取逃がさないよう申し付けたとある。仁才中の起こした事件に責任をとるのは追の宿老であった。

宿老はつぎの日記の記述のように、仁才とは違い追全体を把握しまとめる存在であった。寛政一一年七月一七日、氏神八幡宮の雨乞では、追々から宿老を呼出し、祈念させたとある。享和三年二月七日には畑見直として畝数や位等を相改めたが、その際にも村役人中と各迫の宿老中が立ち合ったとある。文化五年正月二〇日、疱瘡流行の際に惣村中一同で祈禱を請けることと決まった。この時も追々から宿老中を会所へ呼出して、祈禱を請けた。文化六年八月六日、高浜村の社家宮口氏に大村の富衛門を婿養子に迎える際にも、追々の宿老中を会所へ呼び寄せ相談し了解を取っている。文化一四年六月二六日、村役人中と

宿老を村会所へ呼び寄せて施餓鬼一件の相談をしている。このように宿老は、雨乞や折袴、施餓鬼、杜家の養子に関する宗教関係、畑の畝数改など、迫の意見をまとめ、村全体で調整する役割を持っていた。仁才、宿老共に、村役人ではないが、迫という最小の地縁集団における重要な村内集団といえる。

おわりに

以上、近世天草郡における年寄、百姓代を中心とした村役人、迫の仁才、宿老について、触や上田家日記を中心に分析した。まず一九世紀前半の高浜村では、①庄屋をはじめ、年寄、百姓代、肝煎、立会などの村役人層、②組頭や家頭、仁才、宿老の家や迫関係、③百姓、漁師、問屋の生業関係、④氏子、檀中、異宗回信の宗教関係など、様々な村内集団が存在した。

つぎに天草郡の村役人、特に年寄、百姓代については、年始の寄合で人選し富岡役所へ提出するという点が共通していた。しかし同じ天草郡の村でも相違があり、村中の人選と庄屋の選定、勤務年数など、村の事情に応じて変化させていた。そしてこれらは富岡役所からの触にも表れており、文化、文政期には、選定基準として石高や家頭であることの確認など、大庄屋や庄屋とともに、年寄、百姓代の役割、性格が変化していく。続く天保期以降では、多様になった御用に不慣れた村役人の増加により、年寄、百姓代を数年交代に変更し、役替願の徹底などを実施した。しかし事態の根本的な解決には結びつかず、定

年寄を村役人化することにより、膨大な御用に対応していった。

一方で地縁集団である迫には、村役人に準じる役として宿老、仁才頭がおかれた。若者集団である仁才は、村の行政では、迫内の盗み、博奕、旅人などの吟味や取締、火事や難船救助などを請け負った。仁才は村の下級警察的な存在と位置づけることができるが、これらの盗みや博奕、打擲など、仁才自身が引き起こす可能性も高かった。そのため取締や危機対応時の機動性を期待される一方で、「孝行」を説くなど道徳規制も必要な二面性を持った集団であった。これを押さえ、迫内の調整をするのが宿老である。今後の課題としては、大庄屋、庄屋、筆者など、他の村役人層との関連性とその比較、家頭や組頭、親類など地縁、血縁集団の実態について検討していきたい。

追記 史料の閲覧に際して上田陶石合資会社、田中光徳氏には御高配を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七～二〇一〇年度、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（A））「近代移行期における地域情報とその蓄積過程に関する比較制度研究」（研究代表者村山聡）の研究成果の一部である。

注

(1) 平田豊弘「天領天草について」、本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書 御用触写帳』（以下「御用触写帳」と略す）一、一九九五年、一～七頁。

(2) 志村洋「中間支配機構と商業高利貸資本」、渡辺尚志「文化と天保期

の大庄屋と地域社会」、いずれも渡辺尚志編『近世地域社会論―幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続―』一九九九年、岩田書院、一七二～一七八頁、二一九～二二二頁。

(3) 荅北町史編さん委員会編『荅北町史』一九八四年、三六九～三七〇頁、本渡市史編さん委員会編『本渡市史』一九九一年、五〇四～五〇六頁。

(4) 同様の集団として信濃の事例であるが、古川貞雄が近世後期の若者組の行動や規制、議定書などを紹介している（『村の遊び日』休日と若者組の社会史』平凡社、一九八六年、二三七～二六七頁）。また仁才

の事例は、社会人類学の江守五夫によると、鹿児島県始良郡蒲生町白男部落では、一五歳から三五歳までの男子で「二歳（にせ）」集団が機能していたことを記している（『年齢階梯制村落の社会構造』『法律論叢』四八―一三、一九七五―一九七六年（再収『日本村落社会の構造』弘文堂、一九七六年、一八一頁）。また薩摩藩士鎌田正純が記した幕末の日記にも「二才」という若者集団が記される（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鎌田正純日記』一～三、一九八九～一九九一年）。

(5) 二才、宿老は、前掲『荅北町史』、五和町史編纂委員会編『五和町の民俗「聞き書集」』、二〇〇〇年、安田宗生『上天草市史大矢野町編五島の暮らしと祭り』二〇〇八年に記述があるが、いずれも聞き取り調査、近代の青年団の本文中に記されるのみである。内容については後注参照。

(6) 東昇「近世肥後国天草郡高浜村における漁民と村政」『京都府立大学学術報告（人文）』六二、二〇一〇年、一二五～一四〇頁。東昇「肥後国天草における人・物の移動―旅人改帳・往来請負帳の分析―」『国際日本文化研究センター「日本研究」二八、二〇〇四年、二九九～三二二頁。

(7) 上田家文書は、庄屋家の子孫にあたる上田陶石合資会社（熊本県天草市）が所蔵する。なお文書目録は天草町教育委員会編『天草町上田家文書目録』一九九六年として刊行されている。活字化されていない上田家文書を引用する場合には、文書番号を記す。

(8) 天草町教育委員会『天草郡高浜村庄屋 上田宜珍日記』寛政五年～文

化一五年、全二〇巻、天草町教育委員会、一九八五～一九九八年。なお日記の引用部分の出典については、各年別の日記の該当月日を参照いただきたい。

(9) 前掲、志村洋「中間支配機構と商業高利貸資本」、二二五～二二二頁。

(10) 本渡市教育委員会『天領天草大庄屋木山家文書 万覚』（以下「万覚」と略す）二、二〇〇四年、三五七～三五八頁。

(11) 『天草郡村々明細帳』下、天草古文書会、一九九三年、三九六～三九七頁。

(12) 各村の「風土行事書上帳」中の「村法之事」。『天草郡村々明細帳』上、天草古文書会、一九八八年、本泉村二六一頁、下河内村二六八～二六九頁、楠浦村三二一～三二四頁、『天草郡村々明細帳』下、福連木村一三二～一三三頁。

(13) 「御用触写帳」一、七、一九九七～二〇〇二年。

(14) 「御用触写帳」二、三七四頁。

(15) 「御用触写帳」三、三七二頁。

(16) 「万覚」二、九五頁。

(17) 「御用触写帳」三、四一～四二頁。

(18) 前掲、渡辺尚志「文化と天保期の大庄屋と地域社会」、一三〇頁。

(19) 「御用触写帳」三、二五九～二六〇頁。

(20) 本家、小屋については、崎津村の事例であるが、東昇「文化二年「天草崩れ」と宗門改帳―肥後国天草郡崎津村文書を中心に―」『京都府立大学学術報告（人文・社会）』六〇、二〇〇八年、六九～八四頁。

(21) 前掲、渡辺尚志「文化と天保期の大庄屋と地域社会」一七二～一七七頁。

(22) 「御用触写帳」四、四四四～四四五頁。

(23) 「御用触写帳」五、二一三～二一四頁。

(24) 「御用触写帳」五、二二四～二二五頁。

(25) 「御用触写帳」七、三三～三四頁、一四〇頁。

(26) 「御用触写帳」五、三〇二頁。

(27) 「御用触写帳」七、三七七頁。

(28) 「御用触写帳」七、二一六頁。

- (29) 上田家文書五―一九八。
 (30) 現存している高浜村の村明細帳のなかで、村役人給が記される正徳四、享保一七、寛延三、宝暦一一、明和五、寛政元、天保九年は、すべて上田家文書である。内容に関しては『天草郡村々明細帳』下、一九九三年を利用した。
- (31) 富善一敏「天草の筆者についての基礎的考察―『御用触写帳』と『上田宜珍日記』から―」『御用触写帳』七、二〇〇二年、一―一三頁。
 (32) 笹本正治「近世百姓印章の二考察」『史学雑誌』八九一七、一九八〇年。再収『日本古文书学論集』一三、吉川弘文館、一九八七年。
 (33) 東昇「印判を作った百姓たち―年寄茂左衛門家の人々―」『村人が語る一七世紀の村―岡山藩領備前国尾上村総合研究報告書―』九州大学服部英雄研究室、一九九七年、一五―一八頁。
- (34) 水本邦彦「村と村民―今堀村における―」『近世の郷村自治と行政』東京大学出版会、一九九三年、三―一七頁。
 (35) たとえば「宗門請取手形」(上吾川宮内家文書二三―一〇―二、愛媛県立図書館所蔵)、「宗門送手形」(今坊久保家文書、愛媛県歴史文化博物館所蔵)に村印が捺されている。
- (36) 上田家文書八―一―三八。
 (37) 「御用触写帳」二、三〇二―三〇三頁。
 (38) 前掲、東昇「近世肥後国天草郡高浜村における漁民と村政」、一三三―一三五頁。
- (39) 上田家文書追五―一六四―一―四。
 (40) 上田家文書七―一〇四。
- (41) 天草の二才について二江では、昭和三〇年(一九五五)代頃まで二江神社の祭礼で、二才頭(青年団長)があったと記している(前掲『五和町の民俗「聞き書集」』、二七頁)。志岐では、明治期の「管内実態調査」に、若者を区別して上若者(無妻者で二五才以上)、中若者(二〇才―二五才)、二才(一五才―二〇才)とし、他に宿老若者(妻帯者で若者の相談役)があり、若者宿に集団宿泊していたとある(前掲『茶北町史』七七三―七七四頁)。田端では、戦前と思われるが、高等小
- 学校を卒業した男子は三月一〇日の金毘羅祭礼の際に、青年団に入るニシャイリ(二才入り、入団)を行っていたとある。青年団では一番若い年齢、徴兵検査前のものをニシャゴ、そのつぎをチューロー(中老)と呼んでいたとある(前掲『上天草市史大矢野町編五 島の暮らしと祭り』一〇九頁)。
- (42) 前掲、『天草郡村々明細帳』下、三九七頁。
 (43) 上田陶石合資会社田中光徳氏によると、現在でも高浜地区では、掛役、仁才頭(にしえかしら)の役職があるという(二〇一〇年八月調査)。
- (44) 「御用触写帳」一、三四七頁。
 (45) 上田家文書五―一三六―二。
 (46) 上田家文書四―四二。

(ひがし のぼる 二〇一一年一〇月三日受理)
 文学部歴史学科准教授)